

農林水産商工常任委員会資料

(平成28年9月15日)

【件名】

- 1 労働相談窓口周知ステッカーの作成及び掲示について 1

労働委員会事務局



労働相談窓口周知ステッカーの作成及び掲示について

平成28年9月15日
労働委員会事務局

労働委員会が実施している労働相談窓口を一層周知するため、このたび新たに相談フリーダイヤルを記載したステッカーを作成しました。今後県内の集客施設等に掲示協力を依頼し、相談・あっせん制度の利用促進を図ります。

1 ステッカーの内容



なお、ステッカーのキャラクターは、鳥取県労働委員会創設70周年記念事業「労使ネットとつとりデザインコンクール」入選作品を活用したものです。

2 掲示箇所等

(1) 掲示箇所

県内の集客施設、公共施設、県庁舎、各総合事務所、掲示協力事業所等の利用者の目に届きやすい場所を想定

(2) 掲示時期

平成28年9月下旬以降（予定）

(3) 広報等

掲示協力施設、団体、事業所等を募集するとともに、協力企業等を県ホームページで紹介予定

【参考】 労働委員会が行う労働相談体制について

①労働相談(常時)	<ul style="list-style-type: none">午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日を除く。）労働委員会事務局の職員が対応
②定期労働相談	<ul style="list-style-type: none">原則、毎月1回、毎週第2水曜日の午後3時30分から午後5時まで労働委員会委員が対応、予約制
③関係機関による休日 合同労働相談会	<ul style="list-style-type: none">関係機関との共催により、年3回（6月、10月、3月）、県内3地域において開催。弁護士、社労士等の専門家が対応
④12時間労働相談	<ul style="list-style-type: none">6月10日を「労使ネットとつとり」労働相談の日と称し、当該1週間にについて12時間（午前8時から午後8時まで）の相談を実施労働委員会事務局職員が対応

v

b

{